

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示	
字の区域の設置(二一六・市町村課).....	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(二一七・福祉政策課).....	2
生活保護法による医療機関の指定(二一八・福祉政策課).....	2
生活保護法による指定医療機関の変更(二一九・福祉政策課).....	2
騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定の一部改正(二二〇・環境政策課).....	3
騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成十二年総理府令第十五号)別表の区域の区分の一部改正(二二一・環境政策課).....	3
振動規制法の規定による住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定の一部改正(二二二・環境政策課).....	3
悪臭防止法に基づく規制地域の指定の一部改正(二二三・環境政策課).....	3
都市計画の変更による送付図書の縦覧(二二四・都市計画課).....	4
道路区域の変更(二二五、二二六・道路環境課).....	4
道路の供用開始(二二七・道路環境課).....	5
建築基準法による公開による意見の聴聞(二二八・建築住宅課).....	5
都市計画事業の事業計画の変更の認可(二二九・仙北地域振興局建設部).....	5
教育委員会告示	
教育委員会会議の開催(七).....	6
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(二八).....	6
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(二九).....	6

告 示

秋田県告示第二百十六号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、湯沢市の区域内に次のとおり字の区域を新たに画する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺田典城

字 名	設 定 区 域
湯沢市山田字勇ヶ岡	湯沢市字蛭川 一の一から一の三まで、一一三の一、一一四の一
湯沢市字下堂ヶ沢	湯沢市字下堂ヶ沢 一三三の一から一三三の五まで、一三五、一四六の四、一四六の五、一四七の三、一四八の三、一五〇
湯沢市山田字蛭川	湯沢市山田字蛭川 二九、三九
湯沢市山田字下堂ヶ沢	湯沢市山田字下堂ヶ沢 八六の四から八六の三〇、九三の一、一〇六、一三七の二、一七〇の一、一七一の一、一七二の一、一七二の二、一七二の三、一七二の四、一七三の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
湯沢市山田字蓮台寺	湯沢市山田字蓮台寺 三六から三九まで、三九の一、三九の二、四〇から四四まで、一三六、一三七、一四一の五から一四一の八まで、一五〇の一、一五一の一から一五一の八まで、一五二の一から一五二の三まで、一五三の一、一五三の二、一五四、一五五の一

秋田県告示第二百十七号

一五五の二、一五六及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	医療法人 恵愛会 鹿角中央病院訪問看護ステーション	開設者氏名又は名称	医療法人 恵愛会 理事長	所 在 地	鹿角市花輪字扇の間七番地一号	廃 止 年 月 日	平成十四年一月三十一日
	有限会社 至誠堂薬局 稲川支店	有限会社 至誠堂薬局 代表取締役	雄勝郡稲川町三梨字下宿八番地一		平成十二年十二月十九日		
	永沢医院	永沢 泰	能代市畠町十三番十七号		平成十七年一月二十六日		
	合資会社 トザワ薬局	合資会社 トザワ薬局 代表社員	仙北郡角館町中町二十二		平成十六年十二月十二日		

秋田県告示第二百十八号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一

号の規定に基づき、告示する。
平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	有限会社 至誠堂薬局 稲川支店	開設者氏名又は名称	有限会社 至誠堂薬局 代表取締役	所 在 地	雄勝郡稲川町三梨字下宿五十九番地一	診 療 科 名	調剤薬局	指 定 年 月 日	平成十二年十二月二十日
	永沢医院	永沢 治			能代市畠町十三番十七号		内科、整形外科		平成十七年一月二十七日

秋田県告示第二百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のと

おり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称		所 在 地	変 更 事 項	変 更 年 月 日
	もりやま歯科医院	森 山 広之			
	森山 広之	男鹿市脇本富永字野田十二番地一	森山歯科医院	もりやま歯科医院	平成十二年四月一日

秋田県告示第二百二十号

騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定(昭和六十一年秋田県告示第二百十八号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺田典城

表の備考を次のように改める。

備考 この表に掲げる行政区画その他の地域(付表の下欄に掲げる地域を除く。)
は、平成九年三月三十一日における行政区画その他の地域によって表示されたものとする。

付表中「都市計画法」を「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)」に改める。

秋田県告示第二百二十一号

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成十二年総理府令第十五号)別表の区域の区分(平成十二年秋田県告示第九十一号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。
平成十七年三月十八日

表の備考を次のように改める。

備考 この表に掲げる行政区画その他の地域(付表の下欄に掲げる地域を除く。)

は、平成九年三月三十一日における行政区画その他の地域によって表示されたものとする。

秋田県知事 寺田典城

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺田典城

別表三南秋田郡井川町の項中「地域及び」を「地域並びに」に改める。

付表中「都市計画法」を「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)」に改める。

秋田県告示第二百二十二号

振動規制法の規定による住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定(昭和六十一年秋田県告示第二百二十二号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。
平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺田典城

表の備考を次のように改める。

備考 この表に掲げる行政区画その他の地域(付表の下欄に掲げる地域を除く。)
は、平成九年三月三十一日における行政区画その他の地域によって表示されたものとする。

付表中「都市計画法」を「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)」に改める。

秋田県告示第二百二十三号

悪臭防止法に基づく規制地域の指定(昭和四十七年秋田県告示第五百四十一号)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。
平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺田典城

「大曲市」を「大仙市」に改める。

秋田県告示第二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、神岡町長から都市計画の圖書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）（第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき図書
大曲都市計画下水道（神岡町公共下水道）の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名		区		間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧	新	旧	B	A			
県道	新	旧	山谷富根停車場線	山谷富根停車場線	能代市常盤字上魔面四二番三地先から字下苅橋三〇番一地先	能代市常盤字上魔面四二番三地先から字下苅橋三〇番一地先	一〇・〇〇〇〇三・八・〇〇	〇・八八六	
					能代市常盤字上魔面四二番三地先から字下苅橋三〇番一地先	能代市常盤字上魔面四二番三地先から字下苅橋三〇番一地先			
県道	新	旧	山谷富根停車場線	山谷富根停車場線	能代市常盤字上魔面四二番三地先から字下苅橋二二三番六地先	能代市常盤字上魔面四二番三地先から字下苅橋二二三番六地先	一〇・〇〇〇〇三・八・〇〇	〇・七〇六	
					能代市常盤字上魔面四二番三地先から字下苅橋二二三番六地先	能代市常盤字上魔面四二番三地先から字下苅橋二二三番六地先			
県道	旧	新	山谷富根停車場線	山谷富根停車場線	能代市常盤字上魔面四二番三地先から字下苅橋二二三番六地先	能代市常盤字上魔面四二番三地先から字下苅橋二二三番六地先	五・〇〇〇〇一・七・〇〇	〇・八八六	
					能代市常盤字上魔面四二番三地先から字下苅橋二二三番六地先	能代市常盤字上魔面四二番三地先から字下苅橋二二三番六地先			
県道	旧	新	山谷富根停車場線	山谷富根停車場線	能代市常盤字上魔面四二番三地先から字下苅橋二二三番六地先	能代市常盤字上魔面四二番三地先から字下苅橋二二三番六地先	五・〇〇〇〇一・七・〇〇	〇・七〇六	
					能代市常盤字上魔面四二番三地先から字下苅橋二二三番六地先	能代市常盤字上魔面四二番三地先から字下苅橋二二三番六地先			

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいつ。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十七年三月十八日から同月三十一日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百二十六号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間
	新	旧			
県道	新	旧	浅舞醍醐線	平鹿郡平鹿町醍醐字四ツ屋二八番三地先から一四番まで	敷地の幅員(メートル) 延長(キロメートル)
			浅舞醍醐線	平鹿郡平鹿町醍醐字四ツ屋二八番三地先から一四番まで	一三・六〇〇～三二・六〇〇 〇・一三三

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十七年三月十八日から同月三十一日まで

秋田県告示第二百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十七年三月十八日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
一般国道	百八号	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字畑二二四番地内	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字畑五五番三地先から五五番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十七年三月十八日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十七年三月十八日から同月三十一日まで

秋田県告示第二百二十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十八条第十三項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第十四項の規定に基づき、公告する。
平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺田典城

敷地の幅員(メートル)

延長(キロメートル)

一 意見の聴取の日時 平成十七年三月二十二日 午後一時三十分

二 意見の聴取の場所 大曲市上栄町十三番六十二号
仙北地方総合庁舎 三階大会議室

三 許可しようとする建築物の建築の計画
建築物の用途 自動車修理工場

- (一) 建築物の場所 大曲市飯田町四百三十七番一外及び同市飯田町字家ノ前三十三番一外

秋田県告示第二百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称 神岡町

二 都市計画事業の種類及び名称 大曲都市計画下水道事業 神岡町公共下水道

三 事業施行期間 平成十三年九月四日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

- (一) 収用の部分

平成十三年秋田県告示第五百九十七号、平成十六年秋田県告示第八百六号の事業地のうち、仙北郡神岡町神宮寺中瀬古川敷及び本郷道南において事業地を変更する。

- (二) 使用の部分
なし

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第七号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十七年三月十八日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

一 日時 平成十七年三月二十四日 午後三時

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

(一) 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

(二) 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案

(三) 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

(四) 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案

(五) 秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案

(六) 秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例附則第二項の教育委員会定める日を定める規則案

(七) その他

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)とを合算して得た数である。

平成十七年三月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

五十分の一の数 一九、二六七

三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、二一九

秋選管告示第二十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十七年三月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙区別

秋田市	八四、八二七
能代市	一四、七一
横手市	一〇、九七二
大館市	一八、〇七七
本荘市	一一、一六一
男鹿市	八、三四二
湯沢市	九、三三七
大曲市	一〇、六三五
鹿角市鹿角郡	一一、五四四
北秋田郡	一七、九一九
山本郡	一三、二五五
南秋田郡	一九、八七五
河辺郡	五、二〇〇
由利郡	二〇、七七二
仙北郡	三一、六二七
平鹿郡	一八、三九八
雄勝郡	一一、四五八

発行者 秋田県

印刷所

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号 株式会社松原印刷社 電話(862)8766 FAX(863)0005 E-mail:matsubara@matsubaransetu.co.jp